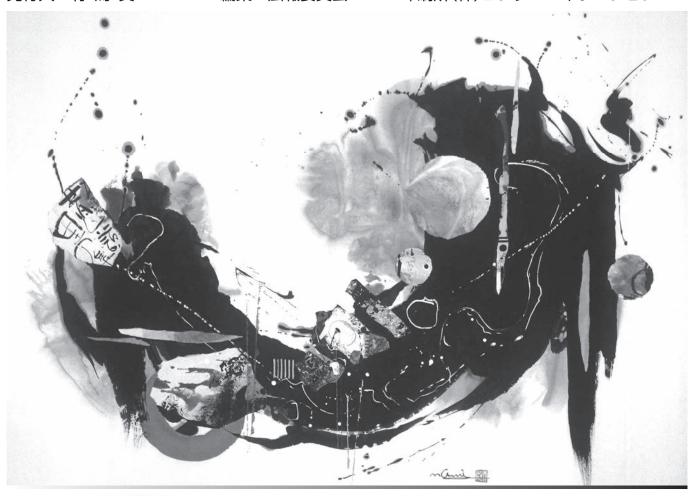
は人こおり

2012. 12 第414号

郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971) 発行所 印刷所(株)ヨシダコーポレーション 発行人 編集 広報委員会 有馬賢一



提供 大波 天久 中国書法研究院客員教授 郡山法人会副会長

源泉徴収のあらまし (税務署ニュース)

終了に向けて中小企業金融円滑化は 法人会の税制実務要望点 ・・・・・・

日本航空再建の経営理念と手法 会社更生法による ・・・・・・ 税のミニ通信

目

次

グループ連結営業利益

049億円

平成23年4月~24年3月

ANA 678億円

更生計画

641億円

グループ連結営業利益

·AL 1884億円

平成22年4月~23年3月

9000億円の資金供給枠を 政策投資銀行は、投資・融資に

界ナンバーワンの高収益会社に

わずか2年で世界の航空業

た。再建を容易にするために。

債権カットの対象に残るのは、

同日

手続き開始の決定

東京地

生法の適用申請

平成22年1月19

 \exists

会社更

会社更生法

税のミニ通信

社更生法による日本航空

東北税理士会郡山支部 税理士・公認会計士 中小企業診断士 荒井 伊佐男

生まれ変わった。

線上で再建を目指す。 く企業活動を継続し、その延長 最小限に抑えながら、切れ目な 援に支えられて、倒産の衝撃を 綻と違ったのは、手厚い公的支 JALの倒産が一般の企業破

続に協力してほしい。 万全なので、安心して運航の継 がないことを強調した支払いは 給した保証書を示して、リスク (1)外国に対し、日本政府が発 (2)企業再生支援機構と日本

法

平成24年9月

再上場

権を一括弁済し、会社更生手続

平成23年3月28日

更生債

更生計画案を認可 ·成22年11月30日

が継続できるように便宜を図り 弁済の許可を出し、円滑に取引 所が管財人に対して、包括的な は、通常禁止されているが、裁判 までに発生した債権)の支払い (3) 更生債権(22年1月18日

入をするコンサルタント会社

KCCS・アメーバ経営の導

②稲盛氏が作り上げた経

営

平成22年7月から「業績

だけである。 融機関が保有する金融債務 再建の経営理念と手法

億円機構に余剰金が入った。 回収した。そして、約300 よって売却し、約6500億円 円出資し、JALの再上場に 計画案認可により、3500億 企業再生支援機構は、更

四 JAL再建

代表取締役会長に就任 KDDIの創業者稲盛和夫氏 稲盛氏がJALに持ち込ん 平成22年2月1日 京セラ、

だものは、次の3つ

森田直行元京セラ代表取締役 長兼社長 専務、KCCS代表取締役会 ①2人の京セラ役員

管理システム「アメーバ経営」 哲学「フィロソフィ」と ③稲盛氏が作り上げた経 営

五

0 生 き姿を訴えた。

中的、徹底的にリーダー教育を たり「フィロソフィ」に基づき、集 営幹部約50名を集め一ヶ月にわ 平成22年6月より、最高経

るようにした。 コンパをし、ベクトルを合わせ 平成22年7月より、一般社員

かということに直接語りかけて うに仕事をしなければならない どういう考え方を持ち、どのよ

当ごとに経営実績を発表

「フィロソフィ」による意

の幹部に熱く語りかけ、あるべ ロソフィ」という哲学を、JAL う意識がなかった。「京セラフィ JAL社員は、倒産したとい

実施した。

稲盛氏自身が現場へ出かけ

くが集まり、3日間にわたり担 各部門のリーダー100名近 ――月例会議を始めた

> を説明してもらい、必要に応じ 実績を発表し、差異はその理由 P/Lの科目ごとに計画と

く叱られ鍛えられたと推測し 告会」で、稲盛氏から、烈火の如 JAL社員は、この「業績報

表した。 目もある)もまとめて、全社員 の「企業理念」を定め、全社に発 「JALフィロソフィ」(40 平成23年1月 新生JAL 項

〈企業理念〉

に配布した。

物心両面の幸福を追求し JALグループは、全社

一、お客さまに最高のサー スを提供します。 ビ

一、企業価値を高め、 会社更生の一年目(平成23年 進歩発展に貢献します。 社会の

フィ」の浸透を図り、社員の意識 改革をして過去最高の連結営 3期)は、徹底した「フィロソ 業利益1884億を確保した。

「アメーバ経営」による組

六

空会社にも適用するようにアレ 京セラの「アメーバ経営」を航

を与えた。 ANAに対しインパクト

(3)

七 JAL再生により、

法 人 お ŋ

3期)の業績

を確保し、前期より増額した。 連結営業利益2049億円 「フィロソフィ」による意識改

生していった。 改革によってJALは見事に再 革、「アメーバ経営」による組織

こ P ま 構築した。

される。 営会議で、3日間にわたり発表 全部門の数字 毎月の経 ない精緻な管理会計システムを

う、世界の航空会社にも類を見 とに翌日には採算が分かるとい 1日より運用を開始

JALの全ての路線、路

便ご

このシステムは平成23年4月

意識の向上を促し、組織風土 を導入したことが、社員の採算 部門別の採算管理システム

善にあたり大きな効果を発揮 を変革させ、JALの経営改

会社更生の2年目(平成24年

テムになっている。 財政状態がわかりにくいシス

益力の再逆転に、腹を据えざる で、自民党をまきこんで批判し をえなくなった。 ていたが、次第に明白になる収 言えるか…」と平成23年夏頃ま ANAから「フェアな競争と

会計システム」の構築に努めてき 算がわかるような仕組み「管理 ンジし、路線別又は路便別に、採

され、ANAが変革に動き始め 復活したJALに背中を押

め」を見事に果たしている。 3番目の「国民の利便性のた 受けたときの目的3つのうち、 稲盛氏がJAL再建を引き

思う。 い、サービスが悪い…などの弊害 が出るが、これが解消されて、国 民の利便性は良くなっていると ANAの独占では、運賃が高

ない。早く解消を望む 電力会社の地域独占はよく

日本の官庁会計

非常に重要である。 うに、「会計システムの設計」は 会計システムは貢献した。このよ 営の考え方をアレンジした管理 JALの再建に、アメーバ経

すること。

経常利益率10%以上を目標と

稲盛和夫氏の指導…売上高

は単式簿記による現金主義会 これに対し、日本の官庁会計

ばならない。 主義会計に、早急に改めなけれ これを、複式簿記による発生 先進国の中で、日本の公会計

は一番遅れている。 複式簿記、発生主義会計で財

う。 財政の向上に寄与するものと思 のとなり、無駄があぶりだされ 連結し、公認会計士に監査させ 務諸表を作成し、これを省別に ると、日本の公会計が優れたも

税金は必要経費と考える

九

業績を上がらなくしている。 識が潜在意識に入り、知らず知 ないように。 らずのうちに無駄な経費を使い 節税という甘言に誘惑され 税金を納めたくないという意

上)を高めるように。 くして自己資本比率を高め、手 元流動性(現金預金 収益性を高め、内部留保を厚 /月商売

力をする。 でも早く支払うように、企業努 仕入債務は、同業者より一日

自宅から オフィスから 税理士事務所から

ダイレクト納付 電子納税!

ダイレクト納付とは

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、 簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付するこ とができる電子納税の納付手段です。

ますようお願いします。

実務に精通する担当 3者に評定-

を行ってきています。 法人会は、戦後設立以来、 年、税制改正要望·提言

の意見に基づき、我が国のあ 的見地からまとめられてい るべき財政・経済政策の大局 から寄せられた企業納税者 それは、全国各地の法人会

実現を求めてました。 す。25年度の税制改正に際 数多く実現を見てきていま 関する改正意見も提起し、 しても、下記の事項について その一方で、法令や通達に

ついて、「〇」を付していただ き、評定・評価していただき ある」との得心が行き賛意を 項について、「全くその通りで ただきたいと存じます。 頂戴出来る個々の要望点に ニオン活動の意義をご理解い していただき、法人会のオピ 法人会が望む改正点を評定 れている担当者の方にこそ、 列挙した法人会の要望事

法 [無形減価償却資産] 税 関

を3年に短縮すること。 革新の加速化を考慮し、期間 無形減価償却資産として5 償却となっているが、技術 電算機のソフトウェアは

度を恒久化すること。 計300万円)を撤廃し、制 ついて、損金算入額の上限(合 得価額の損金算入の特例に 2 少額減価償却資産の取 [少額減価償却資産]

[引当金の損金算入]

3

引当金について、次のと

税務・経理の実務に精通さ

その繰入について損金算入を 認めること。 き当てるものであることから、 来確実に発生する債務を引 おり損金算入を認めること。 (1)退職給与引当金は、将

費用としての性格を有してい には各月に発生する未払い ることから、その繰入につい (2)賞与引当金は、潜在 的

て損金算入を認めること。[トーー、

の扱いとすること。 されていることもあり、 産から減価償却資産に変更 話加入権がすでに非償却資 自動車電話加入権や携帯電 [電話加入権の損金算入] 電話加入権については 同様

場合、特別償却または税額 5 る耐震補強工事を実施した 実施した場合の優遇措置] [耐震補強等に係る工事を 建物等の構造物に対す

控除制度を設けること。

[法人税の延納]

利子税率を軽減すること。「 ること。なお、その際併せて 法人税の延納制度を復活す 財源対策等から廃止された 繰りに考慮し、昭和59年に 不況時等における資金

[申告書の提出期限

含めた決算事務を2か月以 会社法上の諸手続きを

> 告書の提出期限を事業年度 あるため、法人税の確定申 月以内)とすること。 終了後3か月以内(現行2か 内に完了することが困難で

[土地・建物等の損益通算] 所得税関係

こと。 り生じた譲渡損失の損益通 算および繰越控除を認める 土地・建物等の譲渡によ

損益通算] [不動産所得の負債利子の

については、不動産所得の計 ことから損益通算を復活す 来認められるべきものである あり、また所得の計算上、本 措置として設けられたもので るが、この取扱いはバブル期の 認められないこととなってい に、他の所得との損益通算が 算上生じた損失がある場合 2 土地等に係る負債利子

[医療費控除

げること。 最近の医療費の実態に即し 3 て、最高限度額を300万円 (現行200万円)に引き上 医療費控除については、

[源泉納付]

4 源泉所得税の1月の納制の普及を考慮し、「納期限特殊事情、および週休二日特殊事情、および週休二日等の事務や年末年始の休暇等の事務の手機の1月の納 徴収義務者に対しても1月 20日(現行1月10日)とする

[財産債務明細

げること。 降相当期間を経過している ので、4,000万円に引き上 を要する所得基準2,000 万 、円は、昭和47年度改正以 財産債務明細書の提

関

課税限度額 [保険金・死亡退職金の 非

引き上げること。 ているので、1000万円に 和 されたが、相当期間経過し | 人あたり500 課税限度額については、昭 63年度の改正で法定相続 金・死亡退職金の 万円と

[相続財産からの控除

ら控除すること。 相 2 用、税理士·弁護士報酬)は、相続税の課税財産か 続に伴う費用(遺言執行 相続開始後に発生する

[被相続人の保証債務の弁

保証債務の履行があり、その3 相続後の一定期間内に 更正の請求ができるように 求償権の行使が不能の場合、

[贈与税の配偶者控除]

00万円は、昭和63年以来 不動産の配偶者控除額204 贈与税における居住用 00万円に引き上げること。 据え置かれているので、30

[消費税の確定申告書の 提

消費税の確定申告書の

(5)

とすること。 合わ か月以内(現行2か月以内) の提 確定申告書の提出期限に せ、 期 限 課税期間終了後3 は、 述 の法 人税

消費税についても申告期限の 受けている法人については、 税の申告期限の延長特例を るまでの間においても、法人 延長を認めること。 なお、上記改正が行われ

[消費税の届出書の提出期

すること。 の提出期限(現行は課税期 期間の消費税の確定申告書 合もあることから、前課税 慎重な判断をする必要な場 益を被ることがあり、また、 項であるが、その提出の失念 提出は、消費税の申告・納付 2 により納税者が思わぬ不利 上、納税者にとって重要な事 !の開始日の前日)まで延長 消費税の各種届出書

紙

印

[印紙税]

伴い、課税根拠が希薄化して 略など、取引慣行の変化に取引の拡大や手形決済の省 印紙税については、電子

文書作成の有無による課

すること。 税は公平性を欠くので廃

[固定資産税の免税点] 固定資産税の免税点に

大幅に引き上げること。[トード がなく据え置かれているため、 ついては、平成3年以降改定

[法人事業税

この制度を廃止すること。 に9.%の税率となっているが、標準税率が適用されず一律 とおり改正すること。 2 税については、所得金額別の 所を有する法人の法人事業 上で3都道府県以上に事業(1)資本金1000万円以 法人事業税について次の

事務(2)二以-る法人の法人事業税・住民 ができるようにすること。 地において一括して行うこと 税の申告納税は、本店所在 所または事業所を有す 上の地方自治体に

人

義務者の事務の簡素化等に別徴収については、特別徴収ある場合の個人住民税の特ある場合の個人住民税の特別の特別の特別の場合のでは、対している。 [個人住民税

ること。 轄する市区町村において、 とにより、 村別の明細書を添付するこ 資するため、 一括納入ができるようにす 当該事業所を所 入先市 区

告書・納付書の規格、様式また、併せて地方税の申 の統一を図ること。

延納制度 [欠損金繰戻し還 付 制度

こと。また、地方税にも延納 も、法人税と同様に欠損金 制度を設けること。 繰戻し還付制度を創設する 住民税・事業税について

[償却資 産

却資産の評価にあたっては、 を各法人の事業年度末とす 資産と連動させ、 点から、法人税の減価償却 納税者の事務負担軽減の観 固定資産 税 のうち、 賦課期日 償



形式的区分基準について、修区分が不明確である場合の1 資本的支出と修繕費の 繕費としての認定の範囲を [修繕費]

> た金額が100万円(現 次のとおり改めること。 (円)に満たない場合 修理・改良等に 行

> > 60

である場合 20% (現行10%) 相当額以下 金額が取得価額のおおむね②修理・改良等に要した ②修理・改良等に

借 1地権]

代の収益状況および金利水概ね6%程度については、地2 相当の地代の認定基準 げること。 行い、当面3%程度に引き下 準の変化に応じて見直しを

相

酌率 げること。 社についても50%に引き下 1 [取引相場のない株式の評価 類似業種比準方式の斟 を、中会社および大会

全額を負債として取り扱う る評価にあたっては、従業 員退職金の期末要支給額の (2) 純資産価額方式によ

29項



価いただき、賛で、評定・評

意を頂戴できる

したでしょうか はいくつございま 法人会の要望点

要命題 は倒産

いをさせて頂いております。 残りの7割は企業再生コンサ 仕事は、私の業務の約3割で すが、本来の税理士としての タントとして、全国の経営 流んだ会社の再生のお手伝 私の資格は税理士なので

その中には、立派に再生し活 ですが、経営の痛んだ会社は ましても、原因は様々です。 がら力及ばず、廃業を余儀 躍している企業から、残念な 必ず次のような症状になり なくされた会社もあります。 手伝いをさせて頂きました。 今まで約250社再生のお 一口に経営が痛むと申し

す。すべからく、資金繰りは す。ですが、必ずこうなりま ことです。実に簡単なことで 迫し、有利子負債や買掛 「収入よりも支出が多い」

> きます。 債務の残高が積み上がってい

このような中小企業の惨

まして、今回はこの金融円滑 いう法律を作りました。 状を憂慮した某国会議員は 議論は別の機会に譲るとし 「中小企業金融円滑化法」と この法律の功罪についての

利用の経緯と現状

化法について考えてみます。

年目です。 年度に導入され、今年で4 金繰り対策として、平成21 割を中小企業が担っています。 %であり、全体の雇用の約7 約 この法律は、中小企業の資 本の企業数全体の約9・7 430万社です。この数は 現 在 の日本の中小企業は、

導入当初の平成21年12月は 利用状況を見てみますと、

> 約 1 4, が約27,000件(62・1%) 43,000件に対して実行 成22年1~3月が申込み約 件(11・3%)、年が明けて平 に対して実行が約1,500 000件の申し込み

ります。 までほぼ90%の実行率とな 平成22年4月~現在に至る 融庁から通達が発せられ、 実行率について、この頃 金

せん。 ならない債務者までも、この 務返済条件変更)の対象と たと言っても過言ではありま 通達によって商売が続けられ 本来なら、リスケジール(債

が2,893,387件(92・3 3月までの期間における申 (住宅ローン含まず)で、実行 込件数が3,133,742件 平成21年12月~平成24年

> 常に支払えていないと分析し ~6万社で、金利さえも正 され、うち約2割にあたる5 ば、この法律を利用した中小 %)です。 企業は30万~40万社と推定 東京商工リサーチによれ

り資金繰りが困難になった 加しています。 震災関連の利用で約2割増 者数の推移から推測すると、 事業者につきましては、 また、東日本大震災によ

ベースで相当額高いと思われ 前のものよりも1企業の金額 える有利子負債は、それ以 本大震災による利用者の抱 だったのに対して、昨年11月 利用金額の累計が約18兆円 15万件)となっており、 には約38兆円(債権本数で1 金額ベースでは、震災前 東日

> われています。 兆円は完全な不良債権と言 ます。また、38兆円うち約5

【税理士 長

瀬

幸

彦

%となっています。 界不振3%、売掛金回収困 みますと、建設業25%、 難3%、 %とダントツに多く、次に業 利用理由は、販売不振が83 85%を占めています。また、 業11%とこの4業種で全体の 造業%、卸売業19%、小売 次に、利用業種別に見て 設備投資の失敗2 製

の倒産が予想されます。 れになった場合には、相当 年3月にこの法律が期限切 このような状況の中で、 来

ありませんが、昨年11月15 の再延長をするより方法が 中で、中小企業の倒産を回 当低そうです。 たが、再延長の可能 に検討する考えを示しまし まって考えたい」と述べ、慎 る自見氏は「しっかり立ち止 日の会見で前の金融相であ いて考えるならば、この法律 避することだけを念頭に置 足元の景気回復が遅 性は相 れる 法

こ

人

金融機関の現状

げなくて良いという点にあり っても、 本返済を停止した債権であ 致しまして、金融機関は元 この法律の大きな特徴 債務者区分を引き下 غ

要注意先·破綻懸念先·実質 関は貸出債権につきまして債 破綻先・破綻先」に分類しま 務者の状態により「正常先・ 債務者区分とは、金融

ŋ Þ

お

ま

じて、貸倒等の損失に備える 先及び破綻先(100%)で 綻懸念先(70%)•実質破綻 注意先(要管理先:15%)・破 は、正常先(0.%~0.%)・要 務付けられています。引当率 ため引当金を積むことが義 金融機関は、この区分に応

当金を積まなければならない ものを、それをしなくていい。 下げを行い、それに見合う引 本来なら債務者区分の引き ないということは、金融機関は 債務者区分の変更を求め

> 化させなくていい、というこ つまりは、銀行の決算を悪

ということです。 の再編により、実質的な破た 的資金の注入を伴う合併等 融機関は、場合によっては公 り、体力的に耐えられない金 要とされる貸倒引当金が、 転落することで上乗せが必 ん処理が行わることになる 切れにより、要注意先以下に いうことは、この法律の期限 ず、引き当てられていないと 常に重要であるにも関わら た時に、この貸倒引当金は非 なく見積もつても5兆円あ 金融システムの安定を考え

ビサー(債権回収会社)への りに行き詰まることが考え 資の基準が変わり、資金繰 業は、ある日突如として融 済を行う金融機関は中核自 金融機関であっても、国際決 機関と付き合っている中小企 (バーゼルⅢへの対応)、サー 己資本を増強する必要から れ、また、体力のある大手 吸収される側の弱小金融

> 性もあります。 ス化の動きを加速する可能 債権譲渡により、オフバラン

政府の対策

す。 次の3点から構成されていま 年4月20日に提示しました。 題した出 のための政策パッケージ」と まえた中小企業の経営支援 融円滑化法の最終延長を踏 た動きとして、「中小企業金 は円滑化法最終期限に向け 機関双方の動きの中で、 このような中小企業・金 口戦略を、平成24 政 府 融

③その他経営改善・事業再 ②企業再生支援機構及び中 ①金融機関によるコンサルテ ていますので、そちらをご覧 機能及び連携の強化 ムページにおいて公開され 生支援の環境整備 小企業再生支援協議会の イング機能の一層の発揮 詳細な内容は金融庁のホ

として「デューデリジェンスの 記載があります。 行う方法を確立する」という 策定支援を迅速かつ簡易に 省略等により、再生計画の

た数値もあります。 さらに、再生計画

リアすることは、相当困難と 3,000件という目標をク 標準化・画一化といったテン 思われます。できたとしても、 画 の23年第三四半期の再生計 プレート化の問題が出そうで 件数が66件であり、

業は30万~40万社です。 度を利用している中小企 前 述しましたように、この

で救われるのでしょうか? 果たして政府の出口戦 略

今しなければならないこと

切捨てになることが予測さ 生では、大多数の中小企業は、 政府や金融機関主導の再

なっているのが②です。

やや踏み込んでいる内容に 頂くと致しまして、この中で

その中の協議会の取組み

策定目標3,000件といつ 処理2か月、24年度の計画 の標準

中小企業再生支援協議会 年間

とをしなければなりません。 ①徹底した予算管理による れます。私達は急いで次のこ 経費の削減

②在庫の圧縮(建設業、 業なら工期の短縮

る再生計画書に基づいた真 産み出さなければなりませ な最低限のキャッシュフローを の再生を行うために、必要 迫られた場合、実効性のあ 限切れとなり、弁済開始を ③マーケティングを含む これらから、この法律が期 ライチェーン全体の見直 シサブ

です。それが出来なければ、 ュフローがなければ、再生 を求めるならば、このキャッシ なくされます。 残念ながら店じまいを余儀 土俵に乗ることもできないの 金融機関に引き続き支援

から逃れられることを願って ルタントに、よく相談されて、 会計士、又は私達再生コンサ 社でも多くの企業が倒産 御社の顧問税理士や公認

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし (平成 25 年1月以降の源泉徴収)

平成 23 年 12 月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に 関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、<u>平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間</u> に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納 期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興 特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、 復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計 税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等 × 合計税率(%)(**) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額 (注)

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

合計税率 (%) = 所得税率(%) × 102.1%

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (%) (所得税率 (%) ×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例:報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

888,888 円 × 10.21%

= 90,755,4648円(1円未満切捨て) ⇒

90,755円

(支払金額)

(合計税率)

(算出税額)

(源泉徴収税額)

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額 を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成 25 年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時 期に配布しています。)。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調 整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。